

平成 28 年 10 月 12 日

組合員の皆さまへ

大阪タオル卸商業組
理事長 尾池行郎

衣類の取り扱い表示が変わります

平成 28 年 12 月から、衣類等の繊維製品の洗濯表示が新しい JIS になったものに変更されます。

国内外で洗濯表示が統一されることにより、消費者が海外で購入した繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられます。

1. 施行日 平成 28 年 12 月 1 日（施行日前は現行 J I S の表示を行い、施行日以降に新 J I S の表示を行います。）
2. 経過措置 施行日前に現行 J I S の表示を行った製品は、施行日以降もそのままの表示で差し支えありません。

以下の Q&A をご参考ください

Q1. どのような表示にかかりますか？

A1. 新しい J I S では、記号の種類が 22 種類から 41 種類に増えます。
新旧洗濯表示の表をご参照ください。

<http://www.osakatowel-oroshi.jp/wp-content/uploads/2016/10/comparison.pdf>

Q2. タオル製品に洗濯表示をつける義務はありますか？

A2. タオル、てぬぐいには洗濯表示の義務はありません。タオル製の上掛けには必要です。繊維製品一覧表をご参照ください。

http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/fiber_top.html